

○世田谷区都市農家育成補助金交付要綱

平成 4 年 11 月 10 日世都農発第 140 号

改正

平成 20 年 5 月 27 日 20 世都農第 20 号

平成 26 年 3 月 31 日 25 世都農第 392 号

平成 28 年 3 月 31 日 27 世都農第 416 号

平成 30 年 3 月 5 日 29 世都農第 446 号

平成 31 年 3 月 11 日 30 世都農第 417 号

令和 7 年 3 月 27 日 6 世都農第 556 号

令和 8 年 3 月 31 日 7 世都農第 564 号

世田谷区都市農家育成補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 世田谷区都市農家育成補助金（以下「補助金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年 5 月世田谷区規則第 38 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 補助金は、生産緑地における農業を営む農家を援助することによって、世田谷の農業の振興を図り、区民への農産物の供給を促進するとともに、生産緑地を保全し、良好な都市環境を形成することを目的とする。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、野菜、植木、花き若しくは果樹の栽培による農業又は養畜の事業の営むに必要となる施設の設置、機具の購入等のうち、次に掲げるものとする。

(1) 栽培施設、育苗施設等（温室及びビニールハウスを除く。）の設置（電気設備工事等を含む。）

(2) 出荷施設、販売施設等の設置

(3) 給水施設等の設置

(4) 農機具、運搬機具、生産資材等の購入

(5) ほ場等の整備

(6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる施設の設置又は機具の購入

2 前項第 4 号の運搬機具には、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令 74 号）別表第 1 に規定する普通自動車又は軽自動車であつて道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 55 条第 1 項に規定する貨物自動車（以下「貨物自動車」という。）を含むものとする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う者で、次に掲げる要件を

満たすものでなくてはならない。

(1) 区内に住所を有すること。

(2) 区内に存する 300 平方メートル以上の生産緑地において農業又は養畜の事業を営んでいること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費に 10 分の 5 を乗じて得た額（貨物自動車の購入に係る経費にあつては、120,000 円を上限とする。）を合算した額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該補助事業を行う者に係る区内に存する生産緑地の面積 10 平方メートルにつき 1,000 円を乗じて得た額と 500,000 円のいずれか低い額（以下、「補助金限度額」という。）を超えることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた場合には、補助事業に要する経費に 10 分の 5 を乗じて得た額（貨物自動車の購入に係る経費にあつては、360,000 円を上限とする。）の合算額の範囲内で、補助金限度額の 3 倍の額を、補助金の交付額の上限とすることができる。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、災害その他不可避の事情により、補助事業を追加で行うことが第2条の目的に鑑みて合理的であると認められる場合の補助金の交付額は、補助事業に要する経費に 10 分の 5 を乗じて得た額とする。この場合において、補助金の交付額の上限は、補助金限度額に当該事情に応じて区長が定める係数（1.0 以上 5.0 以下）を乗じて得た額とする。

4 前3項による補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金を交付しない場合)

第5条の2 補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる補助金を交付しないものとする。

(1) 補助金の交付を受けて別表に掲げる機具を購入した場合において、同表に定める処分制限期間を経過していないとき 当該補助金の交付を受けて購入した機具又は当該機具と同種の機具の購入に充てる補助金。ただし、購入した機具又は当該機具と同種の機具を、別用途又は別目的で使用するが第2条の目的に鑑みて合理的であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 補助金以外の助成金等の交付を受けて機具を購入した場合において、当該助成金等の交付の条件として付された処分制限期間を経過していないとき 当該助成金等の交付を受けて購入した機具又は当該機具と同種の機具の購入に充てる補助金。ただし、購入した機具又は当該機具と同種の機具を、別用途又は別目的で使用するが第2条の目的に鑑みて合理的であると認められる場合は、この限りでない。

(3) 前年度において前条第2項の規定により算定された補助金の交付を受けた場合 当該補助金の交付を受けた年度の翌年度及び翌々年度の予算に係る補助金。ただし、災害その他不可避の事情により、補助事業を追加で行うことが第2条の目的に鑑みて合理的である

と認められる場合は、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする者に、世田谷区都市農家育成補助金交付申請書（第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を、補助事業実施計画書（第2号様式）とともに、別に指定する日までに提出させなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 区長は補助金交付申請書の提出があったときは、次に掲げる事項を調査した上で、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- （1） 補助事業実施計画書の内容
- （2） 生産緑地における農業又は養畜の事業の経営状況
- （3） 前2号に掲げるもののほか区長が必要と認めること

2 区長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、その決定の内容及びこれにつけた条件を世田谷区都市農家育成補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことを決定したときは、世田谷区都市農家育成補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、当該補助金交付申請書を提出した者に速やかに通知しなければならない。

（補助条件の変更の承認）

第8条 区長は、補助金交付決定通知書による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、世田谷区都市農家育成補助金補助事業変更・中止承認申請書（第5号様式）を、補助事業変更計画書（第6号様式）とともに提出させ、その承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3） 補助事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定するものとする。

3 区長は、前項の規定により補助事業の変更又は中止の承認をしたときは、その旨を世田谷区都市農家育成補助金補助事業変更・中止承認書（第7号様式）により、申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第9条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者在世田谷区都市農家育成補助金補助事業事故報告書（第8号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に書面により適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第 10 条 区長は、補助事業の進捗状況を的確に把握するため必要があるときは、世田谷区都市農家育成補助金補助事業実施状況報告書（第 9 号様式）を提出させるものとする。

(遂行命令)

第 11 条 区長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査その他補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者これらに従って遂行すべきことを、世田谷区都市農家育成補助金補助事業遂行命令通知書（第 10 号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に世田谷区都市農家育成補助金補助事業停止命令通知書（第 11 号様式）により補助事業の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第 12 条 区長は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該補助事業の完了の日又は当該会計年度終了の日から速やかに、補助事業者が世田谷区都市農家育成補助金補助事業実績報告書（第 12 号様式。以下「実績報告書」という。）により補助事業の実績を報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件（以下「決定内容等」という。）に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(是正のための措置)

第 13 条 区長は、前条第 2 項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、補助事業者が世田谷区都市農家育成補助金補助事業是正命令通知書（第 13 号様式）により当該補助事業を決定内容等に適合させるための処置をとるべきことを命ずるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者が実績報告書によりその結果を報告させなければならない。

(補助金額の確定)

第 14 条 区長は、第 12 条第 2 項の規定による実績報告書の審査の結果、補助事業の内容が、決定内容等に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、世田谷区都市農家育成補助金交付額確定通知書（第 14 号様式）により、補助事業者が通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第 15 条 区長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、別に指定する日までに補助事業者が世田谷区都市農家育成補助金交付請求書（第 15 号様式）により当該補助金の支払いを請求させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第 16 条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 生産緑地の全部又は一部が廃止されたことにより、第 14 条の規定により確定した補助金の交付額が補助金限度額を上回ることとなったとき。
- (4) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が、著しく第 6 条の交付申請の内容を下回るとき。
- (5) 故意に実績報告書に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (6) 補助事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、決定内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に世田谷区都市農家育成補助金交付決定取消通知書（第 16 号様式。以下「補助金交付取消通知書」という。）によりその内容を速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第 17 条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に補助金交付取消通知書により期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第 16 条第 1 項第 4 号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で加算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 19 条 前条第 1 項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 20 条 第 18 条第 2 項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第 21 条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産処分の制限)

第 22 条 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した土地及びその従物又は別表に掲げる財産の処分（補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該補助事業者が世田谷区都市農家育成補助金財産処分承認申請書（第 17 号様式）によりあらかじめその処分に係る承認の申請をさせなければならない。ただし、同表種類の欄に掲げるものについてそれぞれ同表処分制限期間の欄に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、その旨及び承認の条件を世田谷区都市農家育成補助金財産処分承認書（第 18 号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(書類の保存)

第 23 条 区長は、補助事業者が補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存させなければならない。

(委任)

第 24 条 この要綱の施行について必要な事項は、経済産業部長が別に定める。

附 則（平成 14 年 4 月 1 日世都農発第 70 号）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 21 日世都農発第 344 号）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日世都農第 514 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 27 日 20 世都農第 20 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 25 世都農第 392 号）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 27 世都農第 416 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日 29 世都農第 446 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 11 日 30 世都農第 417 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日 6 世都農第 556 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日 7 世都農第 564 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 22 条関係）

処分制限財産		処分制限期間
種類	細目	
貨物自動車	貨物自動車及び軽貨物自動車	7 年
トラクター	乗用型トラクター	7 年
	歩行型トラクター	5 年
掘削機	ユンボ、バックホウ、パワーショベル等	7 年
耕うん整地用機具	管理機、ロータリー、代かき機、均平機等	5 年
栽培管理用機具	堆肥散布機、は種機、スプリンクラー等	5 年
防除用機具	スピードスプレーヤ、散粉機等	5 年
収穫調整用機具	コンバイン、脱穀機等	5 年
果樹、野菜収穫調整用機具	野菜洗浄機、果実洗浄機等	5 年
その他	動力刈り払い機等	3 年